

第1部

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援
モデル事業について

① 豊田市の取組み

安藤 亨 Ando Toru

豊田市福祉総合相談課主任主査



自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業について
～豊田市の取組み～

令和5年2月19日

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

権利擁護支援担当主任主査 安藤 亨



令和5年度開催

第5回地域共生社会推進
全国サミット inとよた
(2023.10.12～13)

ぼくたちといっしょに

豊田市地域生活意思決定支援事業

について知ってみよう

今年の10月に豊田市で開催される地域共生社会推進サミットのキャラクター「**ふくしくん**」です。
地域共生社会の実現に向けて、豊田市が新しい取組をはじめたいよ。
ぼくが色々聞いてみるね。



ぼくは、とよた市民後見人のPRキャラクター「**けんりくん**」だよ。
ぼくが豊田市が厚生労働省のモデル事業をうけて、取り組んでいる新たな事業について教えるね。



※ けんりくん（2019）・ふくしくん（2022）ともに、天白区の職業訓練校の生徒が作成してくれました。

2



◆ ふくしくん

まずは・・・なんで豊田市は、「地域生活意思決定支援事業」をはじめることになったのでしょうか？

● けんりくん

豊田市は、「くるまのまち」ということもあって、県外出身の人が多いんだ。そのため、高齢化が進むにつれて、家族に身の回りのことを頼むことができない人が増えているんだ。

こうした方々は、病気や障がいなどによって不安を抱えたときに、自分の生活を1人で考え決めないといけない、さまざまな手続きの内容がわからない、お金の管理ができないなど、福祉のサービスを使う前の段階のところで困ってしまうことが多いんだ。

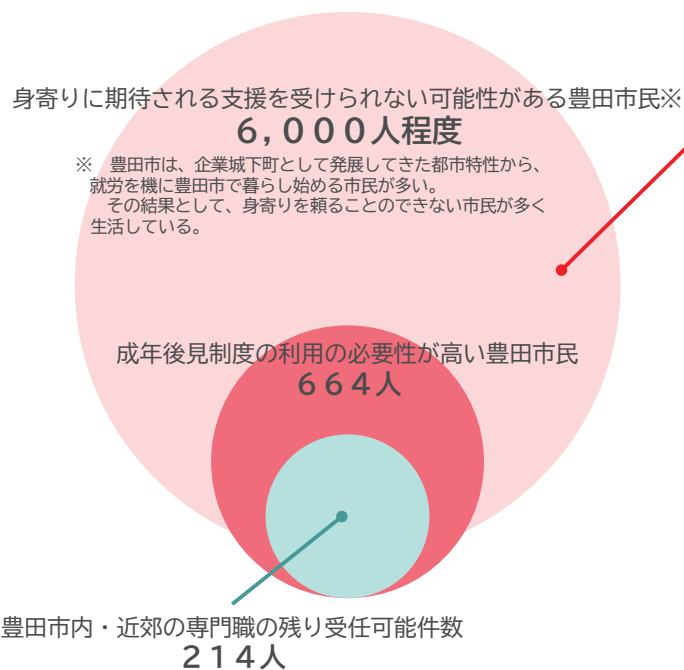
こうしたことから、豊田市では、令和2年に策定した「豊田市成年後見制度利用促進計画」で、身寄りのない人への支援を考えることを掲げ、この具体的な対応の1つとして、この事業に取り組むことにしたんだよ。



豊田市地域生活意思決定支援事業に取り組み始めた理由とは？

3

- 意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、これまで家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。
- しかし、これらの課題は増大・多様化しているとともに、特に身寄りを頼ることのできない市民などに対して、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは同制度までは必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。



■ 具体的に生じ得る課題

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- ・ 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- ・ 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

■ 現在の対応策と対応する上での課題

- 家族や親族による支援
→キーパーソンの高齢化（親亡き後を含む）や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている
- 民間サービスの利用
→監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい
- 日常生活自立支援事業の利用
→都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などにより、増大するニーズをすべて受け止めきれない
- 成年後見制度の利用
→担い手（市民・法人・専門職等）の不足と地域偏在、強力な権限があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続ける制度であるため本人・公費の経済的負担過多
- 行政による緊急対応・死後事務対応
→緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋葬法で対応しているが、仕組みとして不安定

（出所）豊田市による推計結果及び「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」並びに身寄りのない市民への支援あり方検討部会検討内容より豊田市作成。

4



◆ ふくしくん

そうだったんですね。では、具体的な取組としては、どのようなことから始めたのでしょうか？

● けんりくん

まずは、色々な人にお話を聞くことから始めたんだ。

親族後見人（障がい者の親）の方からは、「成年後見制度をやめられるならやめたい」「親亡き後に、身の回りのことを世話してくれる人がほしい」「親だからこそ、わからないこともある」などを教えてもらったよ。

介護・福祉事業所や社会福祉法人は、「実際やむを得ずお金を預かることがある」「本人や家族からお金を預かってほしいと言われる」「多くの人に支援するので、どうしてもおひとりごとに声を聴く機会に限られる」と話していたんだ。

また、当事者団体の方からは、「意思決定支援は重要だし、当事者も関わりたいけど、生半可な気持ちでやるならやめてほしい」と厳しい声もいただいたよ。

社協も「社協だけではニーズの大きさを支えられない」と話していたね。





◆ ふくしくん

市役所の中では、そういった動きを取っていたんですね。では、その結果として、豊田市地域生活意思決定支援事業は、どんな考え方でしくみを作ったのでしょうか？

● けんりくん

身寄りのない人などへの支援のうち、「適切な形」での「金銭管理」と「意思決定」の支援は、成年後見制度や日常生活自立支援事業をうまく活用すると対応することができていたよ。

だけど、これらの支援が一まとめであり権限まで持つ成年後見制度の担い手については、専門職の数を行政が直接増やすことはできないし、市民後見人の数も急増させることは難しいよね。また、日常生活自立支援事業をおこなう社協も人員管理があるし、6,000人規模のニーズに耐えきるほどの体制を整えられない。

そこで、持続可能な形で権利擁護支援をすすめるために、「金銭管理」「意思決定」「適切な形の確保（監督と活動支援）」をそれぞれの支援に分解して、それぞれの支援を得意とする主体に担ってもらい、それらを連携でつなぎ合わせて、本人に届けるしくみを作ることにしたんだ。



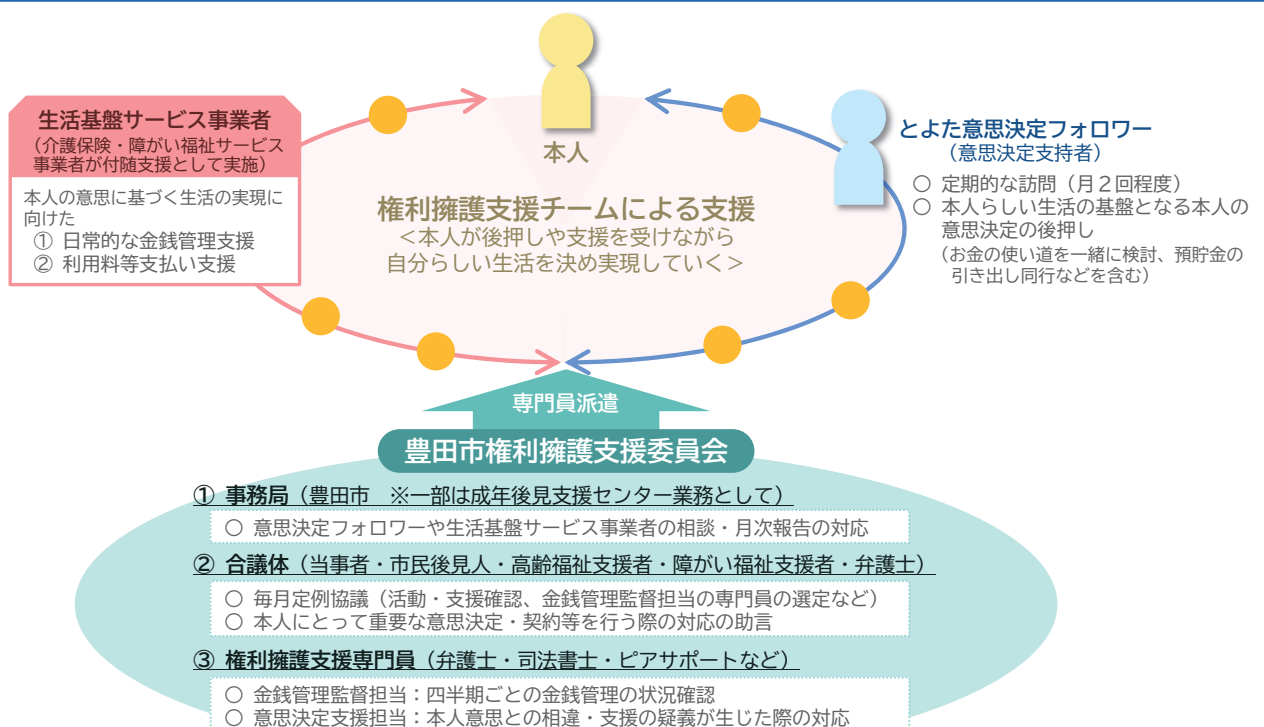
豊田市地域生活意思決定支援事業ってどういう仕組みなのか？

6

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォローの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

7



◆ ふくしくん

へえ～。1人や1法人で支援の全部をやろうと思うから苦しいのであって、それを一度分けてからまたくっつけるという発想なんですネ。

● けんりくん

そのとおりだよ。キーワードは「持続可能性」だね。

まず、豊田市では、日常的な「金銭管理」の支援をしてもらうのは、**日常的に本人に関わっているところ**、つまり介護保険や障がい福祉サービスの事業所をお願いする形にしたんだ。豊田市は、中核市と呼ばれる比較的人口の多いまちだから、こうした**事業所が一定数あること**もお願いした理由の1つかな。

また、日頃から本人の生活の一部に関わっているから、**どういったことにお金が必要かが何となくわかるし**、いつもの関りの中でお金を渡すことができるから、わざわざお金を届けに行かなくてもいいしね。

そして、豊田市のこの事業では、こうした事業所を、「生活基盤サービス事業者」と呼ぶことにしたんだ。お金を使うことは、様々な生活の基盤になるからね。



豊田市地域生活意思決定支援事業ってどういう仕組みなのか？

8

生活基盤サービス事業者の役割等について



「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「生活基盤サービス事業者」の役割等

（役割・機能）

1 本人の尊厳ある生活を実現するため、本人の日常的な金銭管理と支払い等の手続きを支援します。

（金銭管理）

2 管理者等の下、複数の職員で確認するなど、透明性のある金銭の管理を行います。

（意思決定支援）

3 定められた場面では、意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の立会いや支援を求めます。

（記録・報告）

4 支援の記録は期日までに豊田市に提出するとともに、定期的に権利擁護支援委員会の確認を受けます。

（危機等の対応）

5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

主体の想定：豊田市の指定を受けた介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者

9



◆ ふくしくん

ふむふむ。確かに、ヒアリングの時にも、事業者さんは、お金を預かってほしいと言われてたり、実際お金を預かることがあると仰ってましたからね。そこを活かしたんですね。

● けんりくん

そうだね。だから、生活基盤サービス事業として適切に支援してもらうために、ルールを定めたんだよ。

そして次は、「とよた意思決定フォロワー」だよ。フォロワーとは「支持者」という意味で、本人の意思決定を応援する人ということを示しているよ。支援という何かを提供する・されるという関係ではなく、本人が自らの生活をどうしたいかを決めることに対して、いろいろなお話を聞いたり、考えることに寄り添ったりする関係性なんだ。

だからこそ、この役割は、福祉とか何か専門性を持った人よりも、より本人に近い立場の人がふさわしいと考えて、豊田市では、とよた市民後見人養成講座修了生に協力してもらうことにしたんだ。講座の修了生には、後見人やそれ以外の形も含めて、まだまだ地域で活躍する機会が得られてない人もいるからね。



豊田市地域生活意思決定支援事業ってどういう仕組みなのか？

10

意思決定フォロワー（意思決定支持者）の役割等について



「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろいろ）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

（役割・機能）

1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

（金銭管理）

2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

（意思決定支援）

3 本人のしたいことや希望を大切に、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

（記録・報告）

4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

（危機等の対応）

5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

主体の想定：豊田市が委嘱した市民

※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定（今後は、寄付等を活用したフォロワーの養成講座も予定）

11



◆ ふくしくん

支援をする・されるという関係性を越えて・・・まさに地域共生社会の実現のための取組ですね！また、こうした目に見えない声に寄り添ってくれることは、孤独・孤立対策にも有効ですね。

● けんりくん

フォロワーさんの丁寧な対応には、ホントいつも頭が上がらないよ。こうした人に関わってもらって、こうした地域で生活できて、ぼくは嬉しいよ。

だけど、フォロワーさんも活動の中で困ることがあるだろうし、生活基盤サービス事業者の支援も確認しておかないと悪いことが起きてもしないからね。そこで、豊田市では、フォロワーや生活基盤サービス事業者ら、実際に本人を支える権利擁護支援チームから少し離れた形で、権利擁護支援委員会を置いているよ。

委員会では、日頃の活動や支援の相談や報告を受けるとともに、難しい状況などでも助言ができるように、市民・当事者・福祉関係者・司法関係者による合議体を設けているよ。また、具体的な意思決定の支援のフォローや、金銭管理の定期的なチェックを行うために、委員会内には専門員というしくみも設けて、「適切な形」で支援や活動をしてもらえるようにしているんだ。



豊田市地域生活意思決定支援事業ってどういう仕組みなのか？

12

権利擁護支援委員会の役割等について



「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

（役割・機能）

1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

（金銭管理）

2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

（意思決定支援）

3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

（記録・報告）

4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

（危機等の対応）

5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

主体の想定：

【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士

【金銭管理監督担当専門員】当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士

【意思決定支援担当専門員】当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者

13



◆ ふくしくん

赤の生活基盤サービス事業者、青の意思決定フォロワー、緑の権利擁護支援委員会がうまく重なり合って、本人を支えているんですね。では、その本人となる事業の対象者はどう考えていますか？

● けんりくん

実はね、赤・青・緑は光の三原色だから、これら3色が重なり合うことで、本人に権利擁護支援の光を照らすことができるように！と思って、このイメージカラーを使っているんだ。

さてさて、事業の対象者を整理した要件としては、大きく3つあるんだ。まずは、「精神上的理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要であること」。このうち、「**精神上的理由**」とは、**認知症や知的障がい、精神障がい等**を示す語句であり、これは比較的イメージしやすいと思うんだ。

ただ、これに加えて、「**社会的障壁により**」も要件にしている。この言葉は、よく障がい者福祉で使われるのだけど、**周りの環境が整っていないことで本人に支障をきたしている**といった意味なんだ。いわゆる情報弱者であったり、社会的孤立や困窮などにより、意思決定などに不安を抱える市民もいるから、このような条件設定にしたんだ。



事業の対象者は？

14

● けんりくん

2つめの要件は、「**当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難であること**」。

もちろん、例えば、家族がいる人でも、日常的な金銭管理への支援が必要な人や、フォロワーさんのような丁寧な関りによって意思決定したい人は多くいると思うよ。

でも、**一定の公費（税）を投入して、行政の事業として実施していくためには、必要性があるからと言って、そのすべてを支援することは難しく、支援の度合いや優先度を付けて進める必要があるんだ**。担い手の数も決して無限とは言えないしね。

だからこそ、**適切な内容の民間サービスを自ら選択できる人などは、自助として取り組んでもらうことも大切だから、このような条件設定にしているよ**。

最後に、3つ目の要件は、「**支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用していること**」。事業のうち、本人と生活基盤サービス事業者との関係性は、「**契約**」で成り立つようにしているよ。

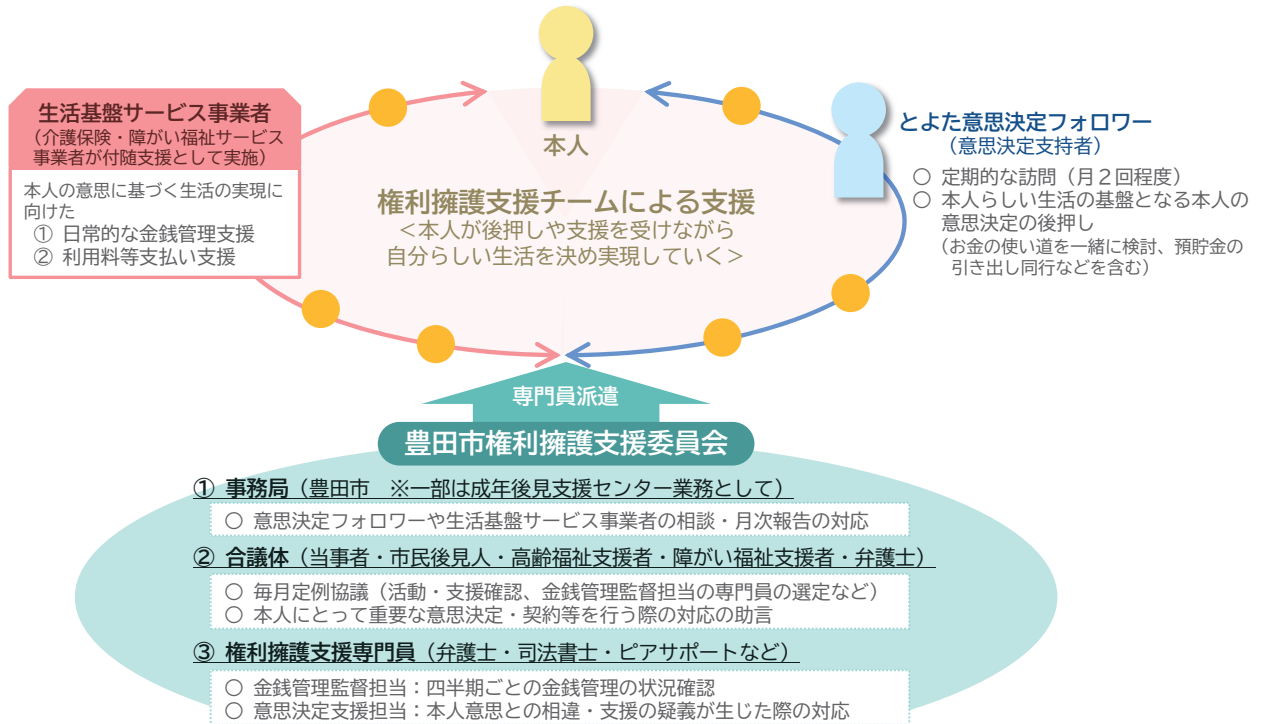
「**契約**」だから、それによって得られる支援の内容を本人が理解できたり、**本人の代わりにその必要性を確認して契約を結ぶことができる人じゃないと使えないしくみにしているんだ**。



事業の対象者は？

15

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

Toyota City



Toyota City Council of Social Welfare

豊田市成年後見支援センターホームページ <https://toyota-koken.jp/>

Instagram toyota_koken



ご清聴ありがとうございました



第1部

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援
モデル事業について

②SDM-JAPANの取組み

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

SDM-Japan副代表理事

(一社)日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

 **SDM-Japan** 一般社団法人
Japan Network of Supported Decision Making 日本意思決定支援ネットワーク

TEL: 050-5534-4004

[Home](#) [私たちについて](#) [私たちの活動](#) [あなたにできること](#) [ニュース](#) [問い合わせ](#) [寄付する](#)

<https://sdm-japan.net/>

わたしたちはその人のwish（望み・思い）を大切にしています。

研修プログラムを体験された方の声

PSF 研修

この研修で学んだ印象的な考え方は「ご本人には意思がある、ということが前提」「支援者や保護者が考える『最善の利益』を押し付けない」「今と未来の話を」「夢や希望は大きく考える」等です。

このような考え方を活用した面接や実践を行い、ご本人が希望に向かって大きく動いたケースもありました。

支援者が自信を持ってご本人の可能性を信じてあげることができるとの支援プログラムが、今後もたくさんの方に広がりを期待しています。

相談支援専門員
大森 匠さん



研修を受けて一番感じた事は、深い安心感に包まれるという感覚でした。

自分の心からの希望を見出し、表出することが許される存在である、という、深い自己肯定の思いです。

この研修では、具体的にユニークな面接技術を用いてご本人の潜在的な希望を一緒に表出させます。

自由な表現が十分に保証された会話は

実に建設的で、本人が支援者を

引っ張っていくパワーを感じます。

ご本人の大きな力を発見するために、

実践する価値のある技術だと感じています。

相談支援専門員
滝瀬 満里子さん



Talking Mats 研修

あんなに丁寧に一つずつ、聞いてもらえた経験がなかったの、答える時に「あつてなかった」とか、ちょっと戸惑うことが多かったの、今聞いている子どもたちにも普段から自分の欲求とか考えとか感情とか言えるような関わりができてほしいなと思いました。

支援員
中島 直美さん



初対面の人たちとワークショップをするのは緊張したんですけど、気持ちと同じ方向を向いて楽しいひと時でした。

初級コースでしたので、トーキングマットを使いこなす自信はまだありませんけれども、

階級の1級目に足をかけたような嬉しい気持ちになりました。

県立学校教職員
和田 佐栄さん



一般社団法人

日本意思決定支援ネットワーク SDM-Japan



SDM-Japanは、障害のあるなしにかかわらず、誰もが自信と誇りをもって、自分の思いを述べ、心からの希望に基づいて意思決定することができる社会を目指しています。

講演・研修講師のご依頼、お問い合わせはこちら Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク
SDM-Japan 運営事務局

ホームページは
SDM-Japan
<https://sdm-japan.net/>

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学 名川 勝 研究室気付
TEL : 050 - 5534 - 4004
メール : info@sdm-japan.net

各種SNS
facebook www.facebook.com/sdmjapan/
Twitter @JapanSdm
Instagram @sdm_japan

もしも自分が障害をもっていたとしても...

誰かに決められるのではなく、
私らしい意思決定に基づいて
自分の望む人生を最期まで全うしたい。

意思決定支援についての 講演会・研修プログラムのご提供

「自分のことは自分で決める」という権利を守ることの大切さや目の前の人の「心からの希望」を引き出すためのファシリテーションスキル（会話のスキル）などを学ぶ、体験型のワークショップです。

皆様のご希望に合った研修プログラムをご提案します。

- 福祉専門員向け、障害を持つ方のご家族等のスキルアップ研修（1〜2日間コース）
- 入門編ワークショップ（半日コース）
- 意思決定支援がイライラについての研修など

“揺れるところ見える化する”意思決定支援ツール「Talking Mats (トーキングマット)」のご紹介

意思決定支援の場面では、ご本人の嗜好や価値観を知ろうとする姿勢がとても重要です。スコットランドで開発されたトーキングマットは、カードのやりとりを通じて、その人の好きなことや嫌いなこと、その人にとって重要なことやそうでないことなどを引き出すことが可能です。イギリスで研修を修了した日本人初の認定トレーナー率いるトーキングマットチームが、トーキングマットの効果的な使い方を学ぶための研修やカードの購入方法等について情報提供をいたします。皆様のご希望に合った研修プログラムをご提案します。

トーキングマット日本上陸プロジェクトの最新情報はこちらをチェック！
<https://readyfor.jp/projects/talkingmats-children>

TalkingMats
(登録商標番号 6298641・6298645)



WHO (世界保健機関) の ICF (国際生活機能分類) をモデルにしたがって、自宅での過ごし方、外出先での過ごし方、セルフケア、仕事、お金の使い方、医療に関することなど、様々なテーマが設けられています。大人用のカードだけでなく、子ども用のカードも用意されています。

意思決定支援についての コンサルティング (ご相談)

SDM-Japanには、障害がある方への支援や意思決定支援の専門家があります。(成年後見人、相談支援専門員、臨床心理士、障害に関する教育・研究者、弁護士、発達障害の親の会メンバーなど) 私たちがみなさまのお力になれば幸いです。

現在、私たちは障害のある人などが、いつでも、どこでも、どんな場面でも意思が尊重され、自ら意思決定を行う機会が保障されるような環境をつくるための体制をつくる活動を行っています。

私たちの活動は、今後、日本における障害のある人などへの支援のあり方、ひいては地域社会の人たちのかかわり方を変えていく可能性を持つものと考えています。

「あなたのことを知りたい」を求め続ける。

人が人を支援するとき「この人は何をしたいんだろう、どうしたら求めに応じた支援ができるだろう」と思いながら関わることこそが、意思決定支援とはとても本能的な取り組みなのだとおっしゃいます。そして支援するよりむしろ「あなたのことを知りたい」と求める姿勢が先立つのではないのでしょうか。実際にその人の思いを理解するのは容易でなく、また意思決定支援の言葉が喧しんでいる今だからこそ、その本音を聴き、日々関わっていくためのスキルを紹介・普及していくことが私たちの活動です。その人のwishをもっと知るために。

日本意思決定支援ネットワーク 代表理事 名川 勝



- 第3条(目的) 当法人は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが、自信と誇りをもって、**expressed wish (表出された意思、心からの希望)**に基づく意思決定とその人らしい人生の可能性を追求できる社会づくりを目的とする。
- 第4条(事業) 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 1. 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など様々な事柄に関する意思決定を行う上で支援が必要とされる方に対する実践的意思決定支援モデルの開発事業
 2. 実践的意思決定支援モデルの普及及び啓発事業
 3. 実践的意思決定支援モデルの実践及び検証事業
 4. 意思決定支援における評価指標の開発事業
 5. 国内外における意思決定支援モデルの調査及び研究事業
 6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

私たちはこんな団体です

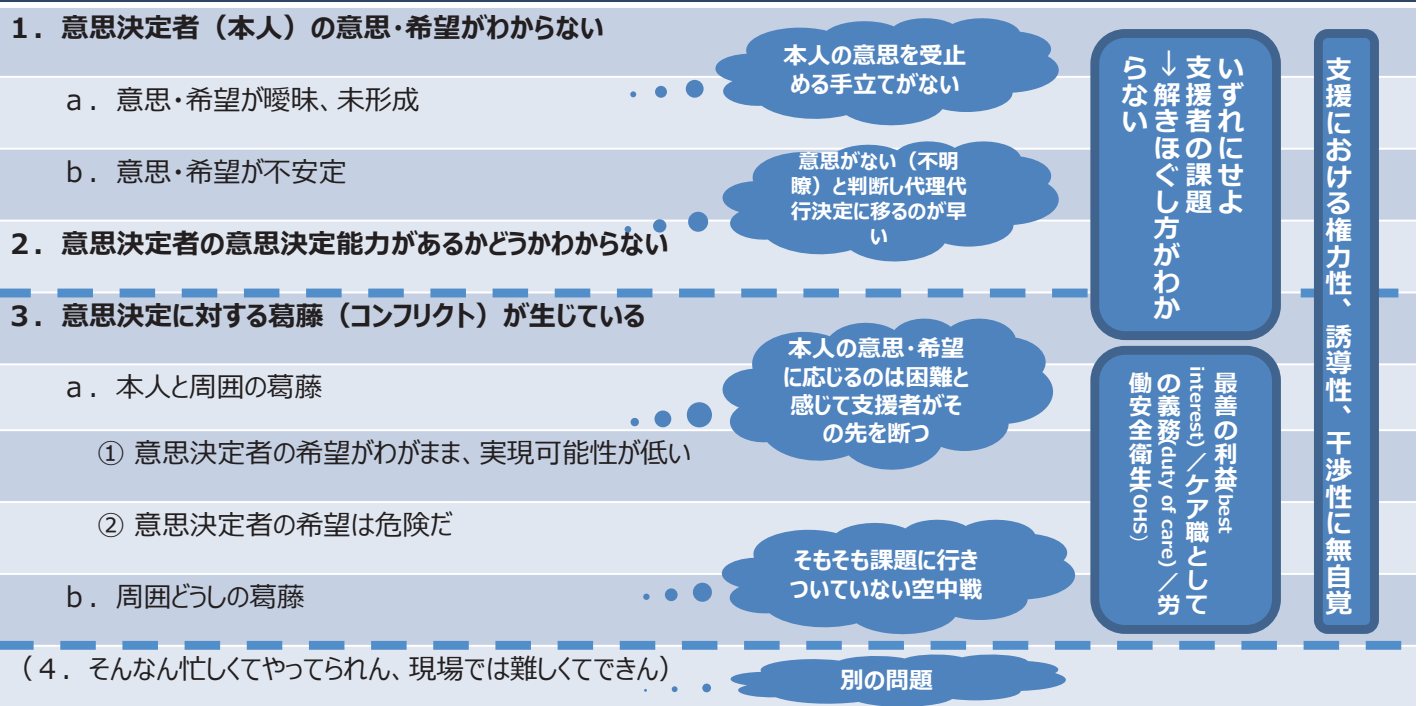
- 「意思決定支援」の研修やプログラム開発をします。
 - そのための研究や実践もやります
- 「あなたのことをもっと知りたい」を大切にします。
 - 「したいこと」を共有していきます。
- キーワードは「心からの希望(expressed wish)」と「好き・嫌い=選好(preferences)」

2022年度の活動

- 豊田市との連携による権利擁護支援体制構築★
- 実践的SDMファシリテーション(PSF)の効果検証★
- 神奈川県「意思決定支援出前講座」(研修担当)
- 意思決定支援現場実践のコンサルテーション(芹が谷やまゆり園との契約)
- トーキングマット日本語版開発(READYFORクラウドファンディングによる事業)
- トーキングマットの普及啓発★
- トーキングマット実施効果指標の検証と事例集作成
- 「リスクの捉え直し」の日本版研修プログラム開発、効果検証★
- 選好の記録化による意思決定支援の実践★
- オンライン教材の開発・公開★
- その他、各種研修、審議会等

★: 日本財団助成事業

何が意思決定の支援を阻んでいるか？



一社) 日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用(2022)

意思決定支援の課題と、その対応方略

	見つける、整理する、 育てる手立て	暮らしや地域の中で 広げ育てる手立て
1. 意思決定者（本人）の意思・希望がわからない	PSFによる傾聴と対話のスキル	PSFによるミーティング
a. 意思・希望が曖昧、未形成	選好の記録と分析によるWatson, Scopeの方法	Scope の 10ステップ
b. 意思・希望が不安定	ストレングスマデル (ラップ&ゴスチャ)	
	トーキングマット	マイクロボード (Microboards) あるいはサークル オブサポート (Circle of supports)
2. 意思決定者の意思決定能力があるかどうかわからない	意思決定能力の判断→代理代行決定へ	
3. 意思決定に対する葛藤（コンフリクト）が生じている	リスクの捉え直し (Positive Risk Taking)	
a. 本人と周囲の葛藤	本人の意思や望みは何かを共に知る手順をそろえる（定義の 共通化、選好の記録と分析、ポジティブリスク分析ほかにより、 プロセスの合意を図る）	
① 意思決定者の希望がわがまま、実現可能性が低い		
② 意思決定者の希望は危険だ		
b. 周囲どうしの葛藤		

一社）日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用（2022）

理論化ならびに研修と実践の推進

	プログラム	研修	現場実践	検証	備考
実践的SDMファ シリテーション (PSF)	○	○	試行中	進行中	Cher NicholsonによるSA-SDM に基づき、SDM-Japanが日本で の実践と調整を推進。
トーキングマット (Talking Mats)	○	○	○	準備中	Talking Mats, Ltd.のセットを SDM-Japanが日本語化。各国 での検証データあり。
選好の記録化	○	○	取組あり	実施中	Joanne Watson, Scope Australiaなどのアイデアに基づき、 SDM-Japanが研修実施。実践 適用を推進。
リスクの捉え直し (Positive Risk Taking)	2022完成	2022試行		実施中	Christine Bigbyらによるプログラ ムに基づき、SDM-Japanが研修 実施。日本語化と試行を推進。
重度障害者の意 思決定支援			2022試行	準備中	

※substitute decision making（代行決定）検討時のアドボケート活動は、水島による提案がある。

※豊田市プロジェクトや芹が谷やまゆり園のプロジェクトなどにおいて、これらのプログラムを展開している。

一社）日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用（2022）

豊田市・日本財団・SDM-Japanによる三者連携のイメージ



【実証の場】

豊田市

- ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実施（仕組みづくり、各種調整、厚労省モデル事業応募など）
- ・ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（本会議、身寄りのない方への支援のあり方部会、モデル事業作業チーム）の運営

障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業

- ・ プロジェクトの各ワーキング・グループ運営を通じた事業実施支援（各種研修、各種支援会議等への同席、必要に応じた助言など）
- ・ 事業の評価の仕組みづくり及び効果測定（海外事例調査を含む）
- ・ 事業に関する政策的啓発（シンポジウム等）の企画・運営
- ・ 先駆的実践事例の構築
- ・ 先駆的事例に関する評価
- ・ 意思決定支援に関する仕組みの研究
- ・ 国への政策提言

【ノウハウ提供】

日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan)

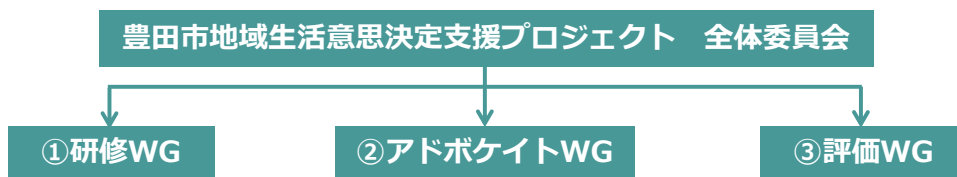
【全国展開】

日本財団



検討体制について

- 本事業を検討する体制として、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の身寄りのない方への支援の在り方部会と合同で、プロジェクト全体委員会を設置するとともに、①人材の確保や育成等、②きめ細やかな権利擁護支援確保、③事業評価の3つの視点からなるワーキング・グループを設置。
- それぞれには、身寄りのない人への支援の在り方部会の一部メンバーが参画するほか、当事者や各視点における有識者等により構成。



豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト 全体委員会

氏名	所属・役職（◎部会長兼委員長）	氏名	所属・役職（○委員長代理）
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所 弁護士	永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
安藤 亨	豊田市福祉総合相談課 主任主査	○名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長	三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいがいけ 施設長
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長	水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士
菊地 佐知子	公益財団法人日本財団	水谷 晶子	市民代表
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役	森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教
長坂 俊成	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授	八木 将仁	豊田市成年後見支援センター長
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士	山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士

検討体制について

①研修WG

氏名	所属・役職（○：WG委員長）	氏名	所属・役職
○名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師	水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 主任主査	三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいでいけ 施設長
大瀧 英樹	とよた市民後見人養成講座修了生／あいらっく 代表	森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長	八木 将仁	豊田市成年後見支援センター長
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士		

②アドボケイトWG

氏名	所属・役職（○：WG委員長）	氏名	所属・役職
○水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 主任主査	堀 正嗣	熊本大学社会福祉学部教授
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長	本間 奈美	SDM-Japan／社会福祉士
小杉 弘子	SDM-Japan／社会福祉士	山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士		

③評価WG

氏名	所属・役職（○：WG委員長）	氏名	所属・役職
○森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教	袖山 啓子	公益財団法人日本財団
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 主任主査	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 講師	水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士
新藤 健太	PBEE研究・研修センター／日本社会事業大学	涌水 理恵	SDM-Japan／筑波大学 准教授

検討スケジュールについて（上半期）

時期	研修WG（1回あたり120分を想定）	アドボケイトWG（1回あたり120分を想定）
5/31（火）	第1回WG（対面） ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 意思決定サポーターの活動イメージの意見交換 ○ スケジュールの確認と役割分担	—
6/18（土）	第2回WG（オンライン） 13:00～14:30 ○ 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者における金銭管理に対する課題認識の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者の支援イメージの意見交換	第1回WG（オンライン） 15:00～16:30 ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 後見監督人の活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会の監督・支援イメージの意見交換
6/28（火）	第3回WG（対面・オンライン） 13:00～15:00 ○ とよた市民後見人活動における意思決定支援への関わり方や支援状況等の共有【報告】 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における支援員の活動内容の共有【報告】 ○ 意思決定サポーターのあり方（何をやるか）の意見交換	—
7/16（土） 7/23（土）	第4回WG（オンライン） 7/16（土）13:00～15:00 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における金銭管理の実施方法の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者のあり方（何をやるか）の意見交換	第2回WG（オンライン） 7/23（土）13:00～14:45 ○ 海外事例や子どもアドボケイトの活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会における「本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応」[本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応]についての検討
7/26（火）	第5回WG（対面・オンライン） 13:00～15:00 ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての意見交換	—
8/30（火） 9/7（水）	第6回WG（対面・オンライン） 9/7（水）10:00～12:00 ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての継続協議 ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換	第3回WG（オンライン） 8/30（火）10:00～12:00 ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換
9/24（土）	臨時（研修（第7回）・アドボケイト（第4回）合同）WG（対面・オンライン） 9/24（土）13:00～15:00 ○ モデル実施段階における意思決定サポーター・生活基盤サービス事業者・権利擁護管理委員会の活動（案）についての確認	
9/26（月）	豊田市地域生活意思決定支援事業のモデル実施事前説明会 9/26（月）13:30～16:00	
10/7（金）	第1回全体委員会（対面） 10/7（金）10:00～12:00 ○ WGの検討結果報告、事業の施行に関する意見交換、シンポジウムに関する意見交換	

検討スケジュールについて（下半期）

研修WG（1回あたり60分を想定） 権利擁護支援委員会（1回あたり60分を想定）	アドボケイトWG （1回あたり120分を想定）	評価WG （1回あたり120分を想定）
第8回WG（対面） 11/2（水）10:00～11:00 ○ 研修計画素案に対する意見交換 第1回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 11/2（水）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	第5回アドボケイトWG（オンライン） 10/15（土）10:00～12:00 ○ 利用登録書、契約書の内容確認 ○ フォロワー及び事業者からの報告様式の検討 ○ 専門員の活動内容について	第1回評価WG（オンライン） 8/13（土）13:00～15:00 ○ 今年度WGで実施することについて 第2回評価WG（オンライン） 9/24（土）16:00～18:00 ○ 評価方法についての整理
第9回WG（対面） 12/15（木）10:00～11:00 ○ 相談会・ミニ研修会の実施について 第2回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 12/15（木）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	第6回アドボケイトWG（オンライン） 11/19（土）10:00～12:00 ○ 試行実施にかかるフォロワーの・事業者の進捗報告と意見交換 ○ 専門員の活動内容について	第3回評価WG（オンライン） 11/6（日）10:00～12:00 ○ ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のモデルケースへの適用方法について
第2回全体委員会（対面・オンライン） 1/12（木）10:00～12:00 ○ 委員長指示事項とWG等での検討状況報告、意見交換、シンポジウムの実施について		
第10回研修WG（対面） 1/12（木）13:00～14:00 ○ 研修プログラムについての協議 第3回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 1/12（木）14:00～15:00 ○ 進捗状況の確認	第7回アドボケイトWG（オンライン） 1/21（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ フォロワー活動支援のあり方 ○ 権利擁護支援専門員の活動フロー案	第4回評価WG（オンライン） 1/22（日）15:00～17:00 ○ ニーズ評価結果の確認
実践シンポジウム（会場：福祉センターホール・オンライン） 2/19（土）13:00～17:00 ○（第1部）基調講演・モデル事業の内容及び三者連携について（第2部）実践報告・パネルディスカッション		
第11回研修WG（対面） 3/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラム最終案の確認 第4回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 3/14（火）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	第8回アドボケイトWG（オンライン） 3/12（日）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ アドボケイト視点のポイント整理 ○ 懸念事項が生じた場合の対応方法	第5回評価WG（オンライン） 3/19（日）15:00～17:00 ○ 評価結果の確認と次年度に向けた検討
支援者向け意思決定支援研修（会場：福祉センターホール・オンライン） 3/18（土）		
第3回全体委員会（対面・オンライン） 3/28（火）10:00～12:00 ○ 令和4年度の報告、課題等に対する意見交換、次年度の取組に対する意見交換		

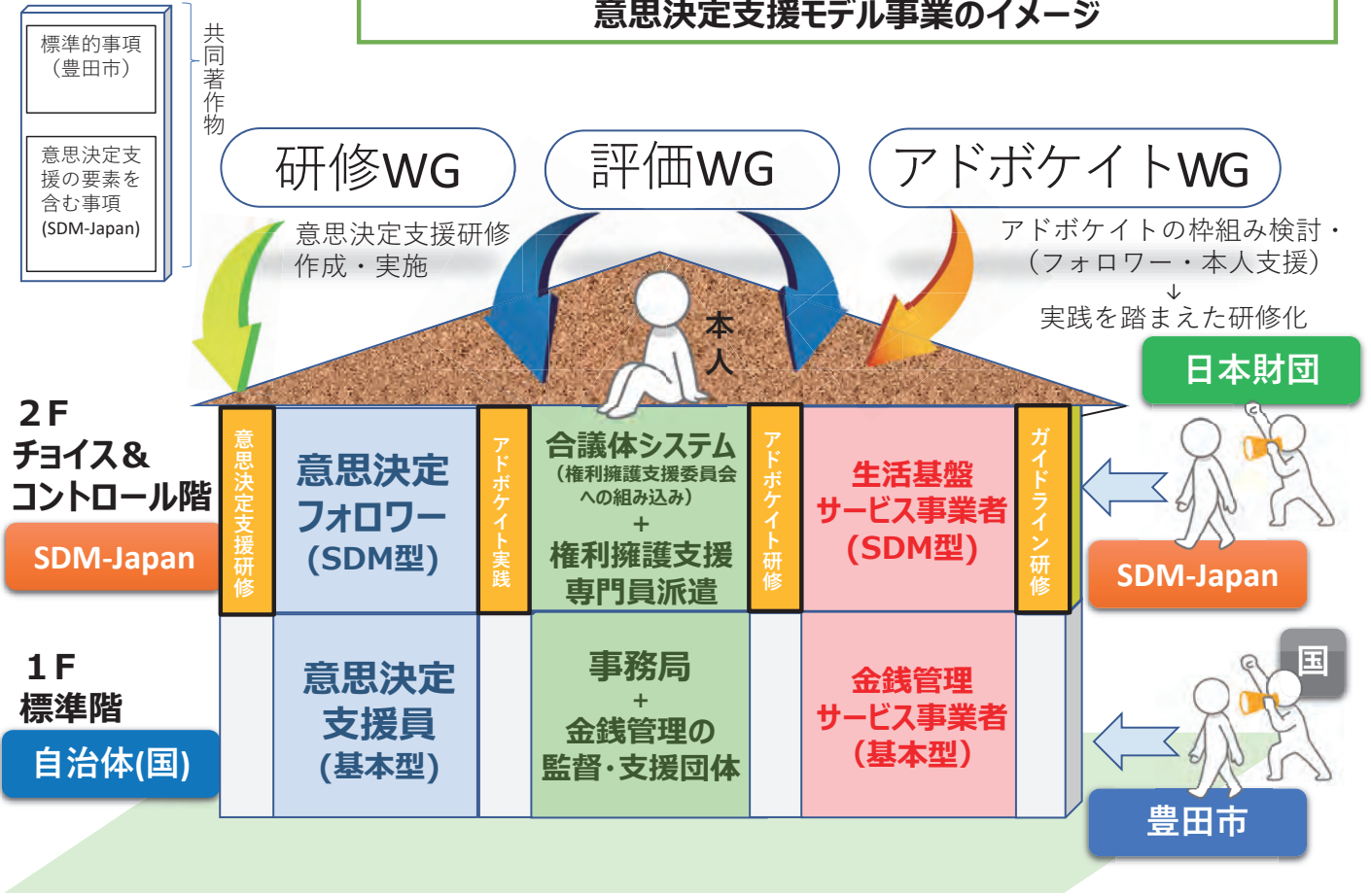
障害者権利条約12条のコンセプト

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することができる機会を保障
= Choice（選択）

地域社会の中で生活する権利、
（本人にとって）意味のある生
活を送ることを保障
= Control（自己管理）

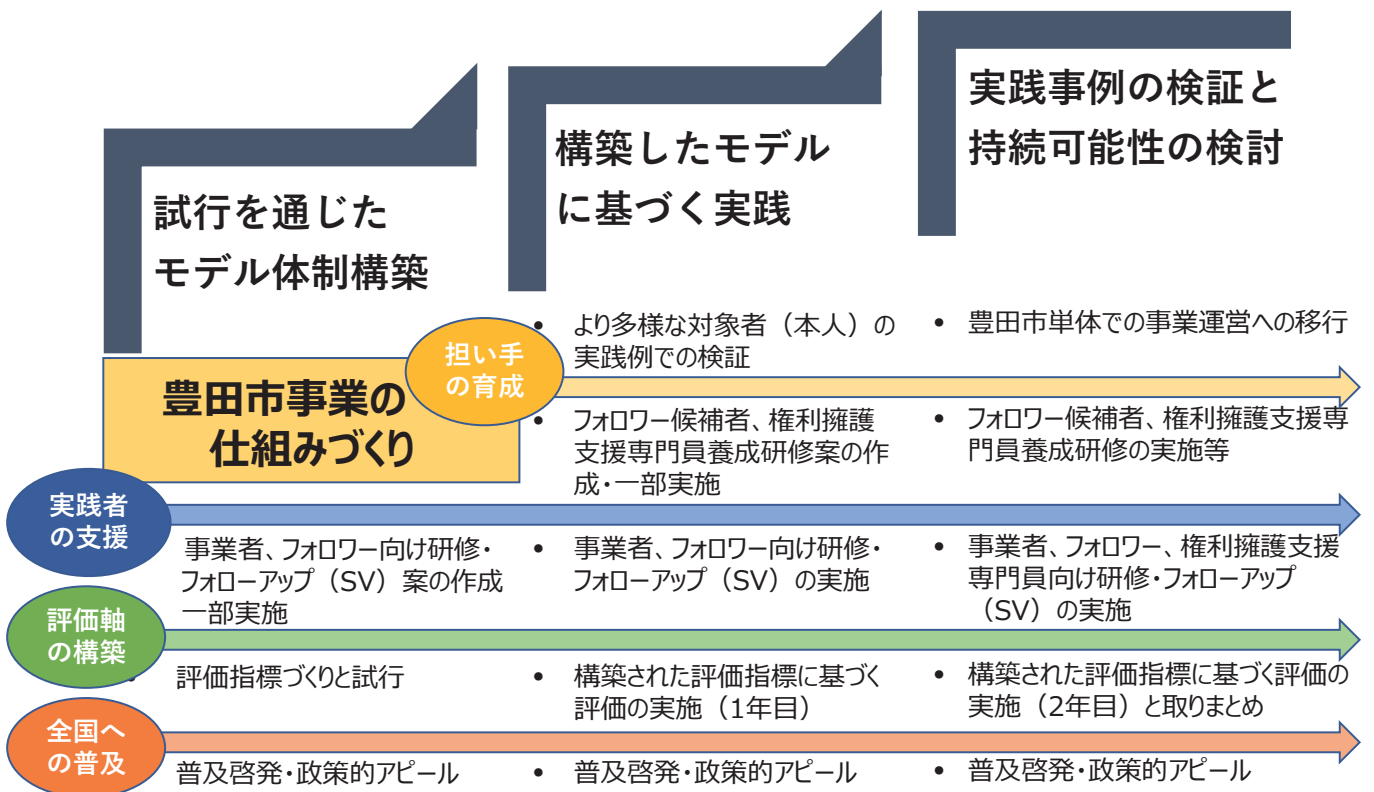
『医学モデル』⇒『社会・人権モデル』
支援付き意思決定の仕組みの確立

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業のイメージ



チョイス&コントロール...本人による選択の機会を確保し、本人自身による人生のコントロールを保障する、障害者権利条約の理念の1つ

豊田市・日本財団・SDM-Japan 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業計画



第1部

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援
モデル事業について

③ 日本財団の取組み

袖山 啓子 Sodeyama Keiko

日本財団公益事業部



自分らしく生きるための
「意思決定支援」を考える

日本財団の取り組み

2023年2月19日

豊田市福祉センター

日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム

袖山 啓子

目次

1. 日本財団の考える課題
2. 日本財団の目指していること

1. 日本財団の考える課題

良かれと思いなされてきた 支援

【当事者ともう一方の当事者という関係性】

親が安心な選択

支援者がこの人のためにとする選択

他に選べない仕方ない、でも子どもが安心な選択

→孤立、隔離、孤独

無縁社会、高齢社会、障害者等の社会的孤立

- 2060年には総人口9,000万人以下、高齢化率40%の予想（総務省、国立社会保障・人口問題研究所）
- 2015年、65歳以上の者のいる世帯数の57.8%が、単身または夫婦のみ（厚労省、国民生活基礎調査）
- 高齢者の近隣とのつながりが1988年から2014年度半減、2014年ではあいさつ程度が6割を超える状況（内閣府、高齢者の地域社会への参加に関する意識調査）
- 認知症高齢者数：
2015年時点で約500万人
2025年には約700万人に増加すると推計（厚生労働省老健局、令和元年（2019）6月20日）
- 知的障害者数：約108万人（内閣府、令和元年版障害者白書）
- 精神障害者数：約419万人（内閣府、令和元年版障害者白書）
- 障害者の事件の例（孤立死、横領、着服）

良かれと思いなされてきた 支援

【当事者ともう一方の当事者という関係性】

親が安心な選択

支援者がこの人のためにとする選択

他に選べない仕方ない、でも子どもが安心な選択

→孤立、隔離、孤独

障害者権利条約：

(第12条) 法律の前にひとしく認められる権利、

(第19条) 自立した生活及び地域社会への包容、

障害者総合支援法 (第42条)

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに (後略)

障害者基本法 (第3条)

全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され (第23条) 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない

自分らしく生きるため
私たちが目指していく
意思決定支援

2. 日本財団の目指していること

みんなが、みんなを支える社会

誰もが自らの生き方を自分自身で模索し、切り拓く喜びを感じることができる社会の実現を目指します

ソーシャルチェンジ

ひとりひとりの個人や団体等の意識・行動の変化

ソーシャルイノベーション

ソーシャルチェンジを重ねることで
実現される、法律・制度・社会的習慣の変化

判断能力が十分ではない人が、
自らの希望や願いを言い表し、
その人らしい地域生活を送れる。

みんなが、みんなを支える社会

誰もが自らの生き方を自分自身で模索し、切り拓く喜びを感じることができる社会の実現を目指します

実践

実践の積み重ね
適切な支援が必要

実践

ソーシャルチェンジ

ひとりひとりの個人や団体等の意識・行動の
変化

共生社会（ネットワーク構築）

民法改正、障害者総合支援法改正

ソーシャルイノベーション

ソーシャルチェンジを重ねることで実現される、
法律・制度・社会的習慣の変化

日本財団の取り組み

【これまでの流れ】

1. オーストラリアの先進事例の紹介
2. 人材育成パイロット事業の実施
3. 自治体との連携事業

【今後】

1. 連携先を増やし、実践を積み重ねる
2. 提言書の作成（法改正、福祉サービス化）

第2部

実践報告

モデル事業に関わってみて感じる ことは？

コーディネーター

名川 勝 Masaru Nagawa

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事
筑波大学人間系講師

パネルディスカッション

本人が自分らしく生きていくため に必要な意思決定支援の仕組みと 実践とは？

～実践報告を踏まえた今後の展望～

コーディネーター

名川 勝 Masaru Nagawa

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事
筑波大学人間系講師

共に生かされる社会から 共に生きる社会への 「意思決定支援」

特定非営利活動法人ユートピア若宮
理事長 木本光宣

当事者の立場からこうあってほしいこと

- この事業が本来目指すべきところ

金銭管理やそれに関わること、本人のしたいことや希望を大切にしたい意思決定支援をしていく時におきる社会的な課題を赤・緑・青が社会的な課題だということを認識して、社会に返していくことで社会を変えていく。

医学モデルから社会モデル・人権モデルへの変換

- この事業の画期的なところ

青の役割の人を意思決定フォロワーと名付けたこと。意思決定の支援者ではなく、支持者。フォロワーが一般市民で専門家ではない。これはとても大きなメリットである。

当事者の立場から不安に思うこと

- 画期的なところがしっかりと機能するには

赤・緑・青が互いの役割をきちんと理解して対等な関係をつくれるかが鍵になる
専門性も福祉的な立場もない青の人が支持者という武器で対等になれるのか、どうか

- この事業が継続、広がっていくには

赤・青・(緑)のやるべき役割が理解できる研修を作り、継続的に研修を行っていくこと
青の立場の重要性を腹の底から理解いる当事者を巻き込むことが重要

自分らしく生きるための 「意思決定支援」 を考える

2023年2月19日

日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム

袖山 啓子

自治体との連携による 障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル

簡易な金銭管理等を通じ、
地域生活における意思決定を支援する取組

- 当事者と意思決定支援者の関係性
- 3者協定による事業の実施

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携と資源の有効活用により、共働して活動し、障害者・認知症高齢者等で日常生活・社会生活上の意思決定に支援を必要とする人（以下「障害者等」という。）がその人らしい地域生活を送ることができるよう、意思決定支援を基盤とする権利擁護支援の推進に関する仕組みの構築及びその実践を行うことを目的とする。

- 仕組みの確立

簡易な金銭管理等を通じ、 地域生活における意思決定を支援する取組

- 事業の対象者について：社会的障壁により支援が必要な人
認知症高齢者や障害者で契約ができる人？
対象者の拡大は？
- 簡易な金銭管理を通じた意思決定支援／意思決定支援
金銭管理がセットである必要は？
- 意思決定支援に焦点

『簡易な金銭管理を通じ、地域における意思決定を
支援する取組』豊田市版は何を目指しているのか？
～法律実務家の現実的視点から～

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト委員会
弁護士 熊田 均

1

法律実務家の立場から～問題の認識と検討～

(問題の認識) 最近のシンポ等に参加して

1. 【生活支援者】ここに関わってきた人々は「意思決定支援」を行いながら「金銭管理」の問題に直面している
⇒「**意思決定支援を通じた金銭管理**」のよりよいあり方を考えようとしているのではないか？
2. 【法律実務家】ここに関わってきた人々は「金銭管理」を行いながら「意思決定支援」の問題に直面している
⇒「**金銭管理を通じた意思決定支援**」のよりよいあり方を考えようとしているのではないか？

関係者の立ち位置によって視点が異なるのはある意味当然である。ただ、本人を中心に置くことを認識した上ではあるが、「権利擁護支援」を目指す方向性が異なるものではない。しかし、それぞれが何か「不足している」「不足しているとの危惧」の下、「具体的な基盤」(システム)がないため、抽象的な議論に陥りがちである。

(問題の検討)

1. 本人中心をふまえた上で、共通の認識を「より具体的なシステム」基盤(誤解を恐れずにいえば「制度」)のあり方の中で議論する必要性を痛感する。本人の意思/意向を離れた金銭管理は存在しないし、適切な金銭管理ができない中で本人の意思/意向も実現できないとの現実を共通認識とすべき。
2. 共通の土俵(枠組み)の構築が重要と思われる。枠組みの創出は、ある意味、画一的な処理の危険性を伴うが、その危険性を皆が認識しながら、展開する他ない。本人や本人に近い人に関わって頂くなかで実現していく他ない。

「適切な金銭管理支援」も「適切な意思決定支援」もいずれも**権利擁護支援の課題**として共通である。

2

法律実務家の立場から～問題の展開～

(問題の展開)

1. 豊田市版は、豊田市行政が関わることで、この枠組みを造ろうとするものである。本人を中心におくとの理念を根幹に置いた上で「赤」「青」「緑」の関係者が関わる中でよりよい基盤整備(枠組み)を実現していく必要性。**人が自分の意思に基づきこの地域でこのような生活をしたい(住み慣れた町で一生を暮らしたい等)と思うときにそれが実現できるように。**
2. 現実的な法的検討
 - ① **法令に沿ったものであること**：法令は規範である。規範に反するものは存在しえない…法令を造る、変える必要性はふまえつつ
 - ② **特定の人だけの理解では制度は続かない**：関係者の理解を得ることは当然のことながら、背景にある多数市民の理解を得ることが必要、民主主義の根幹…「明日は我が身」をどう認識してもらうか？シルバー民主主義？はいずれ限界がくるのでは的な議論？
 - ③ **自分の意思を表明する準備と訓練**：本人の意思/意向は尊重されるべきは当然であるが「他人まかせ」「よきに計らえ」的な風潮がまだあり(随分変わってはきたが)、関係者は苦労する…生活の質の向上と本人の自立(自律)性の向上は表裏一体である。

3

実践報告を踏まえた今後の展望 ～代行決定制度から支援付き意思決定制度 への転換に向けて～

成年後見制度利用促進専門家会議委員
一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表
弁護士 水島 俊彦

2023年2月19日

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業 実践シンポジウム

障害者権利条約第12条 障害者権利委員会の総括所見 (2022/9/9)

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に**勧告**する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために**民法を改正**すること。

(b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の**自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組み**を設置すること。

仮訳：外務省

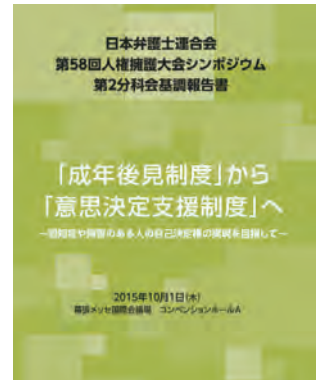
参考：障害者権利条約第12条第4項

締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、**障害者の権利、意思及び選好を尊重すること**、利益相反を生じさせず、及び**不当な影響を及ぼさないこと**、障害者の**状況に応じ、かつ、適合すること**、可能な限り**短い期間**に適用されること並びに権限のある、**独立の**、かつ、公平な当局又は司法機関による**定期的な審査**の対象となることを確保するものとする。

今後の検討課題は何か？

代行決定制度から意思決定支援制度への転換を、次の審査までに、法制度上、実務上どのように図っていくべきか？

- ① 成年後見制度その他の「差別的な法規定」のあり方をどのように考えるか？（一部改正？廃止？）
- ② 必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害のある本人が支援付き意思決定を受けられるような仕組みをどのように構築するか？（代行決定（最善の利益）とは区別された支援付き意思決定概念の普及、**障害者の権利、意思及び選好を尊重し、利益相反を生じさせず、不当な影響を及ぼさないための仕組みの創設**、権限ある独立した審査・監視機関、関係者の人的・財政的支援、損害賠償責任を軽減・免除するための保険や免責規定の導入、ユニバーサルな視点をもった意思決定支援基本法の創設等）



総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言
(2015年人権擁護大会第2分科会)

意思決定支持者(フォロワー)として大切な5つの視点

- ① 本人が好きことや嫌いなこと（= **選好**）、大切にしている**価値観**等を知ろうとする。それらを本人とともに周囲に伝えていく。
- ② **最善の利益（良かれと思って…）の立場には立たない**。本人の選好・価値観に基づく意思決定を**支持**する立場であることを意識する。
- ③ 今起きていることを**わかりやすく**本人に説明する。難しい用語を、本人にとって**わかりやすく**言い換える。
- ④ **言葉以外**の本人の表情や行動の変化にも着目する。本人が何かを述べようとしているときは、本人の発言を**待つ**。すぐに代弁しようとするのではなく、本人の強みや得意とする方法の活用により、**本人自身が自分で発言・行動できるように支える**。
- ⑤ 他者からの**不当な影響・誘導がないか**気を配る。周囲から本人に対して「当たり前」に行われていることへの**疑問をもつ**。

ただし、フォロワー自身には何ら「権限」があるわけではなく、関係性の濫用（不当な影響）等について懸念が生じた場合、フォロワーだけでは対応が難しいケースもある。また、「支援者ではない」フォロワーとしての立ち位置を維持することは容易ではない。

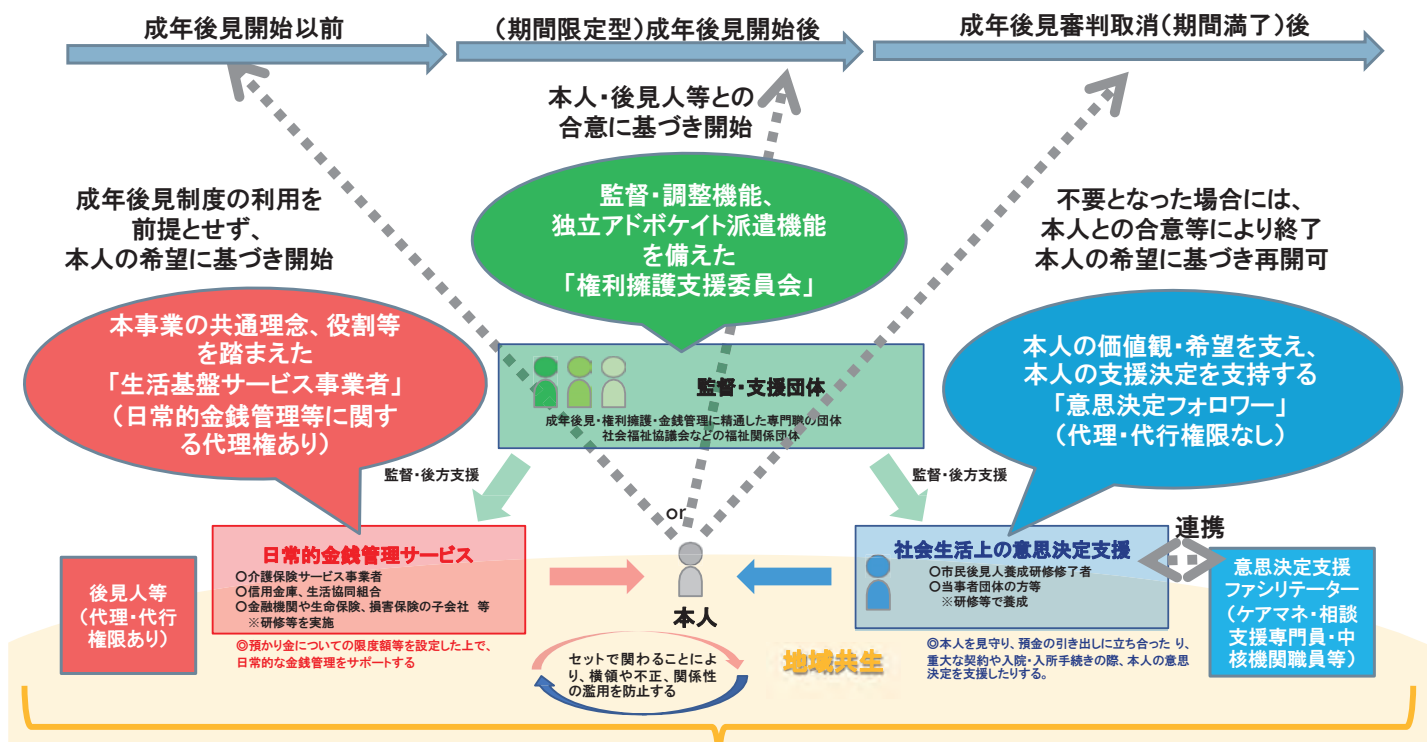
権利擁護支援委員会及び独立アドボケイト（権利擁護支援専門員・意思決定支援担当）の重要性

- 権利擁護支援委員会は、福祉・司法・市民／当事者による合議体を形成し、①本人・フォロワーの活動を支援するとともに、②生活基盤サービス事業者等の活動を監視・監督する。
- 独立アドボケイト（当事者団体・専門職等により構成）は、通常時はフォロワーのスーパービジョンを行いつつ、一定の課題が生じた場面では、権利擁護支援委員会からの派遣依頼に基づき調査に入り、フォロワー等からの情報提供を踏まえつつ、本人の真意や選好・価値観を探求・報告する。
- 生活基盤サービス事業者等の考えと本人の意思との対立が生じた場合には、調整の機会を設け、必要に応じて委員会としての見解を提示・勧奨する。同事業者が、本事業の共通理念や役割に沿わない行動をとっている場合や委員会の勧奨に合理的な理由なく応じない場合には、自治体・中核機関・家庭裁判所等と連携して対応。

独立アドボケイトが関与してフォロワーの立ち位置や本事業モデルのコンセプトを維持するとともに、現行法上、委員会に「法的権限」はないものの、本事業のしくみを活用した関係性の濫用（不当な影響）へのけん制を実質的に可能とする仕組みと実践が求められる。

成年後見制度のスポット化、代行決定の最小限化＝意思決定支援領域の拡大を実現するための

成年後見オルタナティブ（代替制度）の可能性



意思決定支援法(仮称)／ガイドライン等に基づく意思決定支援に取り組みやすい環境構築

令和4年度厚労省 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業 「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」を基に登壇者の構想を追加

閉会のあいさつ

吉倉 和宏 Yoshikura Kazuhiro

日本財団常務理事